

## その他補助金制度

空き家活用定住支援補助金と併用できます

昭和56年6月1日の建築基準法改正により  
耐震基準が大幅に見直されました。

改正以前に建てられた建築物は大地震に対する強度が不足しており倒壊の危険性が高いとされています。  
大地震は突然起こります。命、財産を守るために、補助制度を活用し、耐震診断・耐震補強を行いましょう。

### 木造住宅耐震改修助成事業 (補強計画一体型)

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方が、耐震補強工事を行う場合にその費用を補助します。さらに、災害時の在宅避難を促進するための条件を満たした場合に15万円の上乗せがあります。

まず診断!

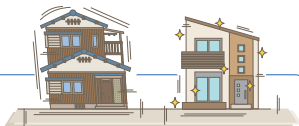
#### ① 耐震診断

「耐震診断補強相談士」を派遣し、無料で耐震診断を行います。

補強が必要だとわかったら

#### ② 補強計画の作成及び補強工事の実施

※事前の申請が必要  
補強計画作成及び耐震補強工事にかかる費用を補助します。



補助金 最大100万円

※在宅避難に関する条件を満たした場合、さらに15万円の上乗せあり。

### ブロック塀等耐震改修促進事業

必ず着工前に事前相談してください

地震によるブロック塀等の倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難路を確保するため、市では危険なブロック塀等の除却及び建替えを行う場合にその費用を補助します。 ※建替え…ブロック塀等を除却し、フェンス等安全な塀に作り替えること

対象工事と補助の内容(例)

| 種類   | 対象工事                          | 補助額                                                                                                    |
|------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震診断 | ブロック塀等の耐震診断                   | 避難路・避難地・通学路・緊急輸送路・津波避難路に面するもの<br>事業費 基準額<br>(工事費に限る)⇔(延長×9,600円/m)<br>比較して少ない額の2/3                     |
| 除却   | 倒壊または転倒の恐れのある危険なブロック塀等を除却する工事 | 避難路・避難地・通学路・緊急輸送路に面するもの<br>事業費 基準額<br>(工事費に限る)⇔(延長×20,000円/m)<br>比較して少ない額の2/3 限度額26万6千円                |
| 建替え  | 危険なブロック塀等を除却し、安全な塀へ建替える工事     | 避難路・避難地・通学路・緊急輸送路に面するもの<br>事業費 基準額<br>(工事費、設計費)⇔(延長×58,400円/m)<br>比較して少ない額の2/3 限度額59万9千円               |
|      | 危険なブロック塀等を除却し、安全な塀又は生垣に建替える工事 | 津波避難路に面するもの<br>事業費 基準額<br>(工事費、設計費)⇔安全な塀への建替え(延長×70,400円/m)<br>生垣への建替え(延長×56,000円/m)<br>比較して少ない額 限度額なし |

申し込み・問い合わせ・その他補助金制度については沼津市HP又は右記までお問い合わせください。【住宅政策課 窓口 055-934-4885】

セットでお得!

沼津市と住宅金融支援機構が連携

## 【フラット35】地域連携型

当初10年間 借入金利年0.25%引下げ

【フラット35】Sで  
さらに金利を引下げ

沼津市 空き家活用定住支援補助金の交付



住宅金融支援機構 【フラット35】の金利引下げ

空き家活用定住支援補助金の交付を受けた方で、【フラット35】地域連携型を利用して住宅を取得する場合は、借入金利の優遇を受けることができます。【フラット35】の当初10年間の借入金利を年0.25%引き下げます。

問い合わせは  
コチラ

空き家に関する相談や、住宅リフォームの支援等に関する相談も承っています。

沼津市 住宅政策課 空き家対策係

☎055-934-4885 📠055-932-5871 juutaku@city.numazu.lg.jp



街も!海も!山も!  
便利で豊かな生活が叶う街、沼津市

市外在住&

65歳未満の移住希望世帯対象

## 空き家活用 定住支援

補助金交付制度

Life

制度の詳細は中面へ▶

例えば

夫婦どちらかが65歳未満で、18歳未満の子どもが2人おり、  
市内事業者を利用して空き家をリフォームし、取得する場合

リフォーム工事※

空き家取得※

50万円 + 100万円

用地費及び  
事務費は除く

150万円  
の補助金 が受け  
取れる!!

※ リフォーム工事契約、売買契約された後の物件は対象になりません。転入元や、子供の人数などの条件により補助金額が異なります。



## チェック1. 対象となる条件

補助金の対象：下記のすべての項目に該当する必要があります。

|           |                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者       | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 夫婦のどちらかが65歳未満の世帯、又は65歳未満の父か母と同居する、18歳未満の子がいるひとり親世帯</li><li>□ 定住(10年以上)を目的としていること</li><li>□ 実績報告時までに世帯員全員が沼津市に転入していること</li></ul>                                                      |
| 空き家       | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 1年以上使用のない、戸建ての建築物</li><li>□ 居住部分の延床面積が50㎡を超えること</li><li>□ 土砂災害特別警戒区域外にあること</li><li>□ 実績報告時までに耐震基準に適合すること</li><li>□ 実績報告時までに夫婦の持ち分の合計又はひとり親世帯の親の持ち分が2分の1以上の所有権移転登記がなされていること</li></ul> |
| リフォーム工事内容 | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 住宅の機能向上のための工事であること ※外構工事・家具購入・物置設置などは対象外です。</li><li>□ 補助金交付決定後に工事請負契約を締結し、年度内に工事が完了すること</li><li>□ 補助対象工事費用が60万円以上</li></ul>                                                          |
| 購入        | <ul style="list-style-type: none"><li>□ 補助金交付決定後に売買契約を締結すること</li></ul> <p>※無償譲渡は制度対象外です。</p> <p>※「相続して2年以内」のときは対象となることがあります。詳しくはお問い合わせください。</p>                                                                              |

## チェック2. 補助額について

それぞれ経費の2/3の額が補助に該当します。上限額は下表のとおりです。

### 〈空き家の購入費用〉

| 現在の居住地 | 一般世帯 | 子育て世帯 |
|--------|------|-------|
| 県外     | 80万円 | 100万円 |
| 県内     | 20万円 | 30万円  |

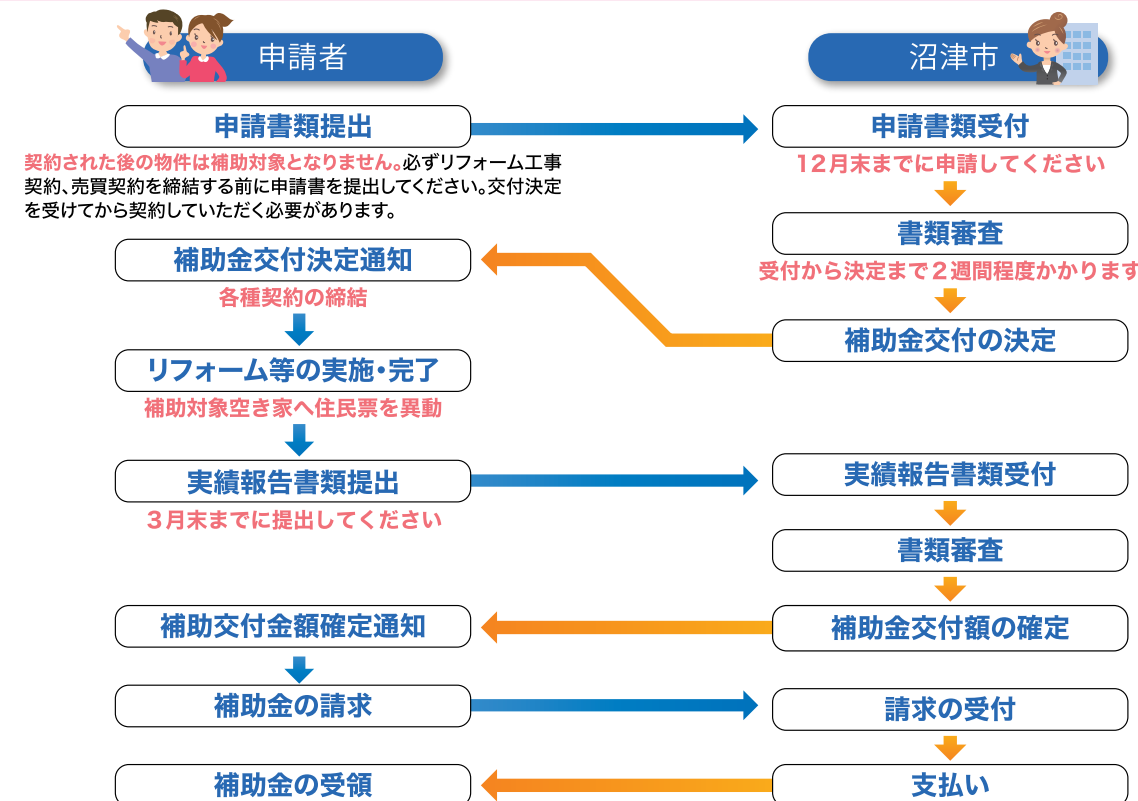
### 〈リフォーム工事費用〉

|  | 一般世帯 | 子育て世帯                  |
|--|------|------------------------|
|  | 20万円 | 20万円<br>+ 子ども1人につき10万円 |

▶さらに、市内事業者で工事すると10万円加算

## チェック3. 申請から交付までの流れ

必ず契約前に事前相談を行ってください。契約後の申請は補助金の対象外となります。



### 交付申請に必要な書類

- ①申請書
- ②世帯員全員の住民票の写し
- ③ガス使用量明細書、電気使用量明細書、水道使用量明細書など、  
空き家が1年以上使用されていないことを確認することができる書類
- ④リフォーム工事を行う空き家の位置図
- ⑤リフォーム工事の施工箇所がわかる平面図
- ⑥リフォーム工事に係る見積書(工事内訳書を含む)
- ⑦空き家の取得に係る見積書

### 実績報告に必要な書類

- ①実績報告書
- ②世帯員全員の住民票の写し
- ③空き家の登記事項証明書
- ④リフォーム工事の施工前及び施工後の状況がわかる写真
- ⑤リフォーム工事に係る契約書の写し
- ⑥リフォーム工事の費用を支払ったことを証する書類
- ⑦空き家の取得に係る契約書の写し
- ⑧取得の費用を支払ったことを証する書類

### 補助金の取得についてよくある質問

Q. リフォーム工事をしなければ補助対象になりませんか？

A. 補助対象となるリフォーム工事(60万円以上の工事)を伴わない取得は対象外です。

Q. 取得にかかる費用はすべて対象となりますか？

A. 建物代のみ対象となります。用地費と事務費は対象外ですので、見積書や契約書には建物代の金額が分かるように記載してください。

Q. 申請手続きで注意すべきことはありますか？

A. リフォーム工事契約、売買契約を締結する前に補助金の交付申請が必要です。また、申請後、交付決定を受けてから契約していただく必要があります。契約された後の物件は対象となりませんのでご注意ください。

### 申請手続きについてよくある質問